

「草津市“みち”サポーター事業」活動マニュアル

このマニュアルは、“みち”サポーター事業に参加していただく皆様が、美化活動を行っていただくうえでの注意事項等を記載したものです。安全に十分注意をして活動していただきますようお願いいたします。

★ 参加いただく条件

参加していただくための条件は次のとおりです。

- ① 2人以上で構成されたグループとして、代表者（原則として20歳以上）をおいてください。
- ② 活動回数は、月1回程度を原則としますが、参加グループの皆様が無理なく活動できる範囲でお願いします。

★ 手続きの流れ

1. 申し込み

活動届出書（様式第1号）を道路課に提出してください。

2. 活動内容の打ち合わせ

活動区域および活動内容等について打ち合わせをします。

3. 合意書の取り交わし

参加グループと市との間で、合意書（様式第2号）を取り交わします。

★ 活動の内容

1. 美化活動により収集したごみの処理について

- ① 紙くず、吸殻、除草した草、落ち葉等は、市の普通ごみ類の指定袋に入れて、皆様の地域の収集日にごみ集積所に出してください。
- ② プラスチック類、ペットボトル類、金属類、ビン類等についても、同様に分別していただき、それぞれの収集日にごみ集積所に出してください。
- ③ 次のような回収の困難な廃棄物につきましては、道路課までご連絡ください。
 - ア 犬、猫等の動物の死体
 - イ 放置自転車等の粗大ごみ
 - ウ その他の処理困難なごみ

2. 情報の提供について

次のような事項がありましたら、道路課までご連絡ください

- ① 道路や関連施設（ガードレール等）の破損
- ② 街路樹の損傷
- ③ その他道路の通行上、障害となるもの

3. その他必要な活動について

花壇の管理、樹木の剪定等、参加グループの皆様と市で協議して決定します。

★ 支給または貸与する物品

1. 支給する物品

草津市指定各種ごみ袋、軍手、帽子、安全ベスト等

2. 貸与する物品

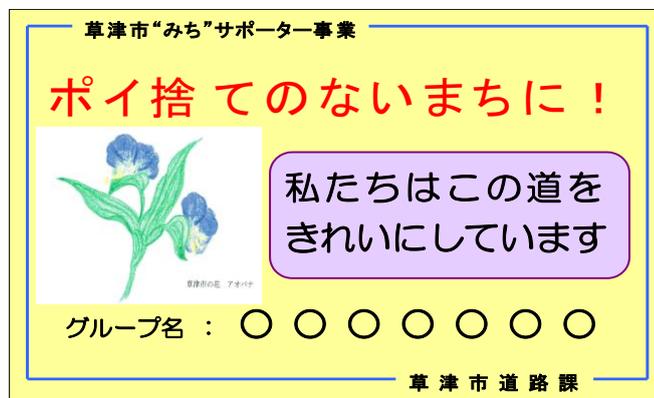
美化活動に必要な道具（ほうき、ちりとり、ごみばさみ、かま等）

3. 申請の方法

物品貸与等願を道路課に提出してください。

★ 標示板（サインボード）の設置

市は、参加グループの皆様の希望に応じて、活動区域にグループ名称等を記入した標示板を設置します。



★ ボランティア活動保険の加入

市では、参加グループの皆様が活動中にけがをされた場合や、活動中に第三者に損害を及ぼした場合に備え、ボランティア活動保険に加入しますので、万一事故等が発生しましたら、直ちに道路課までご連絡ください。

※ 保険金額

保険金の種類		保 険 金 額
傷 害 保 険	死亡保険金	500万円
	後遺障害保険金	500万円（限度額）
	入院保険金	5,000円（日額）
	通院保険金	3,000円（日額・90日限度）
	手術保険金	手術の種類に応じて、入院保険金日額の5倍または10倍
賠償責任保険		2億円（限度額）

★ **活動の報告**

毎年3月末日までに、活動報告書（様式第3号）を道路課に提出してください。

★ **活動の辞退**

活動を辞退される場合は、活動辞退届出書（様式第4号）を道路課に提出してください。

★ **活動にあたっての注意事項**

1. 活動は天候の良い日に行い、日の出前、日没後、雨天時などでの活動は避けてください。
2. 草津市熱中症嚴重警報が発令されている場合は、活動を控えてください。
（警報を携帯電話メールに送信することもできます。）
3. 交通量の多い道路では、周囲の安全を十分確認しながら活動してください。
4. 活動により発生した事故および第三者との紛議については、参加グループの責任において対処してください。